

議案第 95 号

狭山市下水道条例の一部を改正する条例

狭山市下水道条例（昭和 49 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項第 10 号中「第 6 条第 4 号」を「第 6 条第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

下水道法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。